

第 54 号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

（使用の許可）

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

（1） 職業能力開発校における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2） 職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

（4） その他使用させることが職業能力開発校の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 第6条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（4） 前条第3号に該当することとなったとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第9条関係）

区分		単位	金額
技能振興センター	全面	1時間につき	1,600円
実習室	半面	1時間につき	800円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

熊本県立高等技術専門校内に新たに技能振興センターを設置することに伴い、当該施設の実習室の使用許可、使用料等に関する規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。